

テーマ：共通の称呼を有する商標間の類否

【1】「痛快！」事件

- －平成13年12月12日東京高裁民事第13部判決(確定)
平成13年(行ケ)144号 審決取消請求事件

(1) 原告：株式会社集英社

本願商標：「痛快！」

指定商品：第16類「法律・経済・哲学・心理学・コンピュータ・宗教・戦争・不老に関する書籍」

引用商標：「Tsu/Kai」

指定商品：第16類「紙類、紙製包装用容器、印刷物、写真、写真立て」など

(2) 特許庁の審決

- ・本願商標「痛快！」及び引用商標「Tsu/Kai」よりは「ツウカイ」の称呼が生じ、その外観の構成や観念上の認識について相違があったとしても称呼を共通にする類似の商標といわざるを得ない

(3) 原告の主張

- ・外観が異なる
- ・観念が異なる－「Tsu/Kai」よりは特定の観念生じない
- ・書籍の取引の実情より誤認混同生じない(題号を前提としての主張)

(4) 被告の反論

- ・観念が著しく異なるとはいえない－「Tsu/Kai(ツウカイ)」よりは比較的容易に「痛快」の意味合いが把握されることも少なくない
- ・書籍と他の商品の取引とは需要者の注意力等において殊更異ならない
- ・称呼による取引も比較的多く見られる

(5) 裁判所の判断

⇒両商標は誤認混同を来すおそれはない・類似しない

[理由] ・外観が著しく異なる

・観念が明瞭に相違する

－「Tsu/Kai」は2つの独立した部分からなるものと見るのが自然

「ツウカイ」と称呼する場合があっても、それは独立した2つの部分を連続的に称呼するというだけで、「痛快」の意味合いを把握させる契機にはならない

・称呼・外観・観念に基づく印象・記憶・連想等を総合して全体的に考慮

・需要者の注意力等も書籍と他の商品の場合とで異なるものではない

【2】「鳳凰」事件

一平成14年3月19日東京高裁民事第18部判決(異議確定)
平成13年(行ケ)363号 取消決定取消請求事件

(1) 原告：株式会社稲栄

本願商標：「鳳凰」

指定商品：第24類「織物(畳べり地を除く。)」

引用商標：「宝桜」

指定商品：第30類「織物」

(2) 特許庁の決定

・本願商標「鳳凰」及び引用商標「宝桜」よりは「ホウオウ」の称呼が生じ、その外観及び観念において異なるところがあるとしても、称呼を同じくする類似の商標といわざるを得ない

(3) 原告の主張

- ・外観・観念が異なる
- ・称呼が異なる－「宝桜」は「タカラザクラ」
- ・長年誤認混同を生じていない
- ・取引の実情－引用商標権者は解散しており引用商標には使用の実体がない
本願商標は周知されている
- ・引用商標には後願排除効はない

(4) 被告の反論

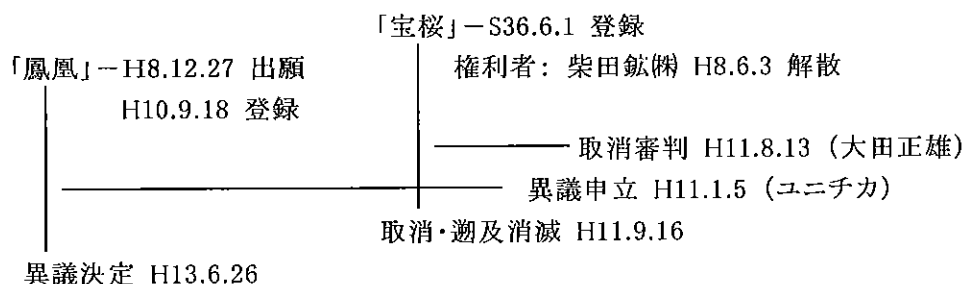
- ・称呼は共通－「宝桜」は「ホウオウ」と称呼される場合が多い
- ・観念は比較できず、大きく異なるとはいえない
- ・取引の実情－「織物」の取引では電話注文の場合が少なくなく称呼が重要

(5) 裁判所の判断

⇒両商標は誤認混同を生じることはない・類似しない

[理由] ・外観が明らかに相違する

- ・観念が相違する－「鳳凰」の観念と、華やかで美しい「桜」のイメージ
- ・取引の実情－引用商標は信用を保護すべき実体を欠く



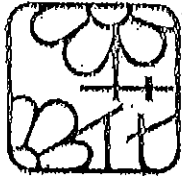
【3】考察

商標の類否判断において考慮されるべき事柄

- ・ 称呼 ～ 他の要素との総合的な判断
- ・ 観念 ～ 漢字・仮名・ローマ字、観念を生じ得る商標の態様
- ・ 取引の実情 ～ 当該商品等における特別な事情
対象となる商標の実体の有無

不服2000-19561(第18類)

(1) 本願商標



(2) 引用A商標



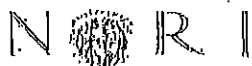
(3) 引用B商標



X

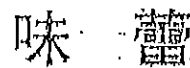
不服2001-874(第29類)

(1) 本願商標



味来

(2) 引用商標



X

審判平11-10251(第42類)

本願商標



引用商標



X

審判平11-35189(第39類)

(1) 本件商標



(2) 引用商標A



(3) 引用商標B



X

(4) 引用商標C

